

クラスター形態特別開発区奨励策

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●クラスター形態での特別経済開発区での投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第10/2558号①

投資奨励の政策と原則についての仏暦2557年12月3日付けの投資奨励委員会布告に関し、

バリューチェーンの堅固化、及び将来の工業の基礎を作り、国の投資面の競争力向上のため、従来及び新たな投資家からの価値ある投資を誘致するため、並びに繁栄を地方に分散し、SME事業者にも事業上のチャンスをもたらすため、仏暦2520年投資奨励法令の第16条第2段、第18条、第31条、及び第35条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は次のように布告を制定する。

1、全県を投資奨励エリアに定める。

2、以下のようにクラスター形態での特別経済開発区での投資奨励における特典供与を定める。

2・1、スーパー・クラスター。高度技術を使用する事業、及び未来の工業となる事業のクラスター。

(1) 8年間の法人所得税免除。このとき免除を受ける税額は、仏暦2557年12月3日付けの投資奨励委員会布告の業種に基づき定める。

(2) 法人所得税免除期間が満了した日から5年間にわたり、投資から得た純益について通常のレートの50%、法人所得税減免を受ける。

(3) 仏暦2557年12月3日付けの投資奨励委員会布告の原則に基づき得られるその他の特典。

2・2、ターゲット・クラスター。すなわち農産加工クラスターと繊維・衣料クラスター。

(1) 仏暦2557年12月3日付けの投資奨励委員会布告の原則に基づく特典を得る。

(2) 法人所得税免除期間が満了した日から5年間にわたり、投資から得た純益について通常のレートの50%、法人所得税減免を受ける。

2・3、クラスター開発支援事業。

(1) 仏暦2557年12月3日付けの投資奨励委員会布告の原則に基づく特典を得る。

(2) 法人所得税免除期間が満了した日から5年間にわたり、投資から得た純益について通常のレートの50%、法人所得税減免を受ける。

(つづく)